

# 滋賀県建設工事検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県建設工事執行規則（昭和58年滋賀県規則第30号。以下「執行規則」という。）に定められたもののほか、県が施行する建設工事（以下「工事」という。）の検査について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本庁 滋賀県行政組織規則（昭和51年4月1日滋賀県規則第16号。以下「組織規則」という。）第4条および第5条に規定する組織をいう。
- (2) 地方機関 組織規則第7条に規定する地方行政機関および組織規則第10条に規定するその他の機関をいう。

(検査の種別)

第3条 検査は、次の各号に掲げる種別とし、当該各号の定めにより行うものとする。

- (1) 中間検査 次号に掲げるもののほか、工事の施工中にその出来形部分について検査の必要があると認めるときに行う検査。
- (2) 出来形検査 受注者から工事の完了前に部分払の申し出があったとき、工事を打ち切り契約を解除するとき、または工事の目的物の一部を部分使用する必要が生じたときに行う検査。
- (3) 完了検査 工事が完了し、受注者から工事完了届書の提出があったときに行う検査。

(検査職員)

第4条 執行規則第23条第1項の規定による検査職員（以下「検査職員」という。）の任命については、工事の請負契約ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本庁の執行に係る工事の中間検査および完了検査（以下「本庁検査」という。）  
総務部検査課の職員または当該工事を所管する課の職員
- (2) 本庁の執行に係る工事の出来形検査  
当該工事を所管する事務所長等（以下「事務所長」という。）またはその任命する職員（工事を所管する地方機関のない場合にあつては、総務部検査課の職員または当該工事を所管する課の職員）
- (3) 地方機関の執行に係る工事の中間検査、出来形検査および完了検査（以下「事務所検査」という。）は事務所長またはその任命する職員

2 前項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる中間検査および完了検査のうち、総務部長が特に必要があると認めるものについては、総務部検査課の職員を検査職員に任命す

ることができる。(以下「事務所執行検査課検査」という。) ただし、建築附帯工事の場合はこの限りでない。

(検査の実施)

第5条 検査に係る工事の目的物が地中、水中等にありその数量、形状、寸法、品質等を確認することが困難なものについては、執行規則第26条の規定により提示または提出された書類および物件、事実の説明ならびに当該工事に関して既に行われた検査に基づいて考査し、認定するものとする。

(検査の基準)

第6条 検査は、別に定める建設工事検査基準に基づき適正に行うものとする。

(完了の報告)

第7条 事務所長は、本庁検査に係る工事完了届書を受理したときは、速やかに調査し、工事完了報告書(別記様式第1-1号)を作成し、当該届書の写しを添えて直ちに本庁主務課長を経て、総務部検査課長または当該工事を所管する課長に提出しなければならない。

2 第3条第2項に定める事務所執行検査課検査については工事完了報告書(別記様式第1-2号)を作成し、当該届書の写しを添えて総務部検査課長に提出するものとする。

(検査通知)

第8条 完了検査に係る執行規則第24条第4項の規定による通知は、「工事完了検査及び中間検査の実施について」の通知書をもって行うこととし、事務所長は当該通知書により、速やかに、受注者等に連絡しなければならない。

(検査の準備)

第9条 検査職員は、検査に際し監督職員に対して、立会いを求め、また、次の各号に掲げるもののうち必要なものについて準備し、または措置を講じるよう求めるものとする。なお、「滋賀県電子納品運用ガイドライン(案)[土木工事編]」を適用した工事にあつては、同ガイドライン2-4 電子データを用いた検査に基づき、説明資料のうち効率化が図れるものについて電子検査を行うことができる。

(検査時提出資料)

- (1) 検査概要書、手続き状況一覧表
- (2) 出来形管理(施工数量)一覧表、工事材料品質規格事前確認一覧表、主要資材一覧表、品質管理一覧表
- (3) 特記仕様書、品質管理総括表、コンクリート圧縮強度等試験成績一覧および「施工プロセス」チェックリストの写し
- (4) その他必要と認められる資料

(説明資料および準備用具等)

- (5) 契約図書(契約書、設計図書等)
- (6) 施工計画書、工事材料品質規格の事前確認資料、現場発生品図書、施工管理整理図書(工程管理整理図書、出来形管理整理図書、品質管理整理図書)、工事写真(特

に不可視部分)

- (7) 工事記録簿（工事日報）、材料購入伝票
  - (8) 指示書、承諾書、工事段階検査等記録簿
  - (9) 測量機器、カメラ、黒板
  - (10) シュミットハンマー、破壊検査に必要な機器
  - (11) 測点の表示
  - (12) その他必要と認められる資料および用具
- 2 検査職員は、検査の円滑化を図るため、あらかじめ検査の目的物について、受注者がせん孔、抜き取り等の必要な措置をとるよう監督職員に指示するものとする。

（工事の手直し）

第 10 条 検査職員は、執行規則第 28 条第 1 項の規定により受注者に補修または改築をさせようとするときは、手直し命令（別記様式第 2 号）により行わせるものとし、本庁検査および事務所執行検査課検査に係るものにあつては検査課長に報告するとともに、手直し命令書を事務所長経由（別記様式第 3 号）で受注者に指示するものとする。その他、特に重要と認める事項にあつては本庁の主務課長（別記様式第 4 号）に通知するものとする。

- 2 執行規則第 28 条第 2 項の規定による報告は、手直し工事（指示事項）完了届書（別記様式第 6 号）により行わせるものとする。
- 3 事務所長は本庁検査および事務所執行検査課検査に係る前項に規定する届書を受領したときは、速やかに調査し、手直し工事（指示事項）完了報告書（別記様式第 7 号または別記様式第 8 号）を作成して、当該届書の写しを添えて検査課長に提出しなければならない。
- 4 工事目的物が種類または品質に関して契約の内容に適合しないものであることが軽易なものである場合においては、第 1 項に規定する手直し命令書に代えて工事検査指示書（別記様式第 5 号）によることができ、検査課長に報告するとともに、工事検査指示書を事務所長経由（別記様式第 5 号）で受注者に指示するものとする。

（再検査）

- 第 11 条 検査職員は、前条第 2 項に規定する手直し工事完了届書の提出があつたときは、当該手直し工事について、その日から 14 日以内の日時を指定して検査を行うものとする。
- 2 検査職員は、前項の規定による検査を行おうとするときは、手直し検査通知書（別記様式第 9 号）により受注者に通知するものとする。この場合において、当該手直し検査が本庁検査および事務所執行検査課検査に係るものであるときは、手直し検査通知書の写しを事務所長に送付するものとする。
  - 3 第 1 項の規定にかかわらず、前条第 4 項の規定する工事検査指示書により受注者に補修または改築を行わせた工事について手直し工事（指示事項）完了届書の提出があつたときは、第 4 条(2)の職員が当該工事を確認して第 1 項の検査に代えることができる。

(検査中止)

第 12 条 検査職員は、検査の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止し、直ちに上司に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 受注者または現場代理人若しくはその使用人等が検査の執行を妨害し、または検査職員の指示に従わず、検査の実施が困難なとき。
- (2) 工事の施工状況が設計書、図面および仕様書に著しく相違し、工事に重大な欠陥があるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、検査することが不相当と認められるとき。

(検査の復命)

第 13 条 検査職員は、検査を完了したときは、検査復命書（本庁検査ならびに事務所執行検査課検査については、別記様式第 10 号、別記様式第 11 号、事務所検査については、別記様式第 12 号）を作成し執行規則第 27 条第 1 項に定める検査調書を添えて復命しなければならない。

(補則)

第 14 条 工事を所管する地方機関のない場合におけるこの要領の適用については、この要領中「事務所長」とあるのを、「本庁の主務課長」と読み替えるものとする。

- 2 工事主務課および地方機関で行う検査についても、この要領を準用するものとする。
- 3 この要領に定めるもののほか、工事の検査に関し必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要領は昭和 58 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要領は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要領の施行の際、現に施工中（平成 15 年 10 月 1 日までに完了する工事）の検査については従前の要領によることとするが、平成 15 年 10 月 1 日以降に完了する工事については本要領を適用することとする。
- 5 (削除)
- 6 この要領は平成 26 年 1 月 1 日から施行する。
- 7 請負工事成績評定実施要領付則 11 を適用した工事の検査にあつては、本庁検査および事務所執行検査課検査であっても事務所検査とすることができる。
- 8 この要領は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この要領は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この要領は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。